

# 序章

## 都市計画マスタープランの位置づけ

### ① 策定の背景

都市計画マスタープランは、都市計画法（第18条の2第1項）に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」にあたるものであり、市町村ごとに都市の将来のあるべき姿やまちづくりの方向性を定めるものです。

議会の議決を経て定められた「松伏町第5次総合振興計画」と県が定める都市計画の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定めます。

東日本大震災など大規模災害の多発、経済の国際化の一層の進展など、社会経済情勢は変化しています。また、平成26年（2014年）の改正都市再生特別措置法に位置づけられた<sup>(\*)</sup>立地適正化計画制度など、都市計画に関する新しい動きもみられます。

近年の都市計画は、人口増加とそれに伴う開発圧力のコントロールが課題であった時代のものから、人口減少・高齢化が進行する中で都市の魅力や活力を高め、社会・経済が成熟化する時代にふさわしいものへと転換していくことが必要になってきます。

「松伏町都市計画マスタープラン」（以下「本プラン」という。）は、本町のまちづくりの基本的指針として平成10年度（1998年度）に策定され、平成21年（2009年）2月に改定されました。

今回の本プランの改定は、策定後の時間的経過を踏まえ行うものです。

（※）居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと、地域交通の再編との連携により、「コンパクティティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進める制度。

### ② プランの位置づけと役割

#### （1）位置づけ

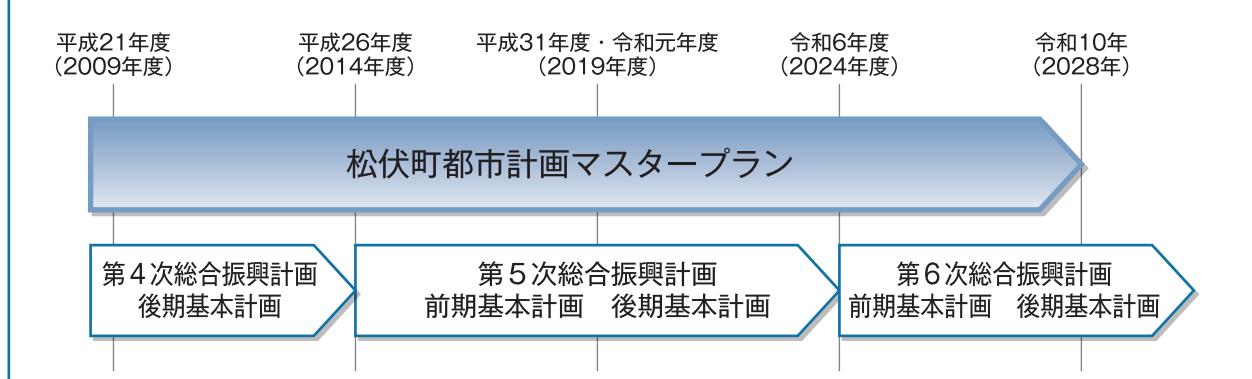
本プランは、松伏町第5次総合振興計画及び県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即し、そのまちづくりに関する基本方針を定めるものです。

本プランの期間については、令和10年（2028年）までとします。

人口フレームについては、松伏町総合振興計画に沿うものとします。

また、社会情勢が大きく変化した場合や本町の都市構造に大きな影響を及ぼす構想や計画が改定された場合などは、必要に応じて見直しを行います。

#### 都市計画マスタープランの期間と総合振興計画の関係



## (2) 役割

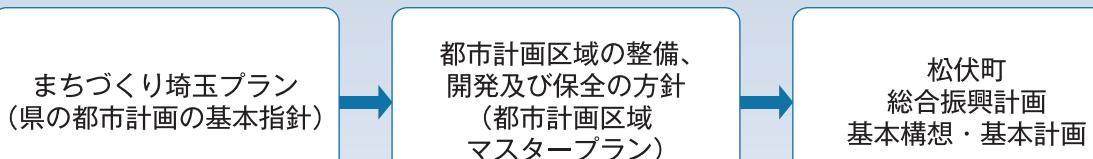
本プランは、本町の将来都市像、まちづくりの基本的な考え方を明示し、町民、事業者、行政が共通の目標を持ってまちづくりを進めるためのものです。

実際の都市整備の推進にあたって、土地利用誘導、都市計画の見直し、道路・公園などの都市施設の整備、市街地整備、各種まちづくり事業に関する施策を展開する上での指針となるものです。

また、社会教育、保健・福祉、防災など、都市計画と連携が必要不可欠な他の行政施策展開にあたっての配慮、調整事項に関するガイドラインとしての役割を持つものです。

### <都市計画マスタープランを中心とした計画体系図>

#### 【都市計画マスタープランの体系】



#### 【都市計画マスタープランの推進】

##### 【都市計画規制と都市計画事業】

###### 土地利用の規制・誘導

- ・地域地区  
(用途地域、防火、準防火地域等)
- ・地区計画

###### 都市計画事業等

- ・都市施設  
(道路、公園、緑地、下水道等)
- ・市街地開発事業 (土地区画整理事業等)

###### 町民・行政の協働

- ・地区まちづくりのルール
- ・条例に基づく規制・誘導
- ・協働推進事業

### ③ プランの構成

◆ 序 章 都市計画マスター プランの位置づけ



◆ 第1章 現状と課題



#### 【全 体 構 想】

##### ◆ 第2章 まちづくりの目標

- まちづくりの方向
- 将来都市構造
- 水と緑のネットワーク

##### ◆ 第3章 土地利用の方針

##### ◆ 第4章 都市整備の方針

- 道路・交通
- 公園・緑地
- 河川・下水道
- その他の都市施設
- 都市環境
- 都市景観
- 都市防災

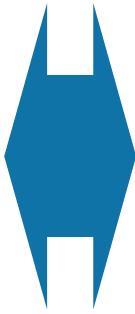
#### 【地 区 別 構 想】

##### ◆ 第5章 地区別構想

- 現況と課題
- まちづくりの方針
- 主な施策

##### 各地区（4地区）ごとに整理

- 北部地区
- 中央西部地区
- 中央東部地区
- 南部地区



◆ 第6章 プランの実現に向けて

